

排出事業者の責任について

“廃棄物は排出事業者に処理責任がある”

これは、廃棄物に関わっている排出事業者の方々、処理業者の方々であればご存じのことと思いますが、廃棄物処理法の基本原則です。また、排出事業者には廃棄物処理法において、「廃棄物は排出事業者自らが処理する」から始まる、多くの義務が課せられています。

今回からは、「どうすれば排出事業者の責任を全うできるのか」というテーマでいくつか解説させて頂こうと思います。

排出事業者の責任は非常に重い！！

青森県と岩手県の県境(約27ヘクタール)にて、燃え殻・汚泥・廃油・ごみ固形物等を中心に、我が国最大規模の82万m³という不法投棄が行われ、平成12年に関係業者が摘発された事件をご存じの方も多いと思います。

その際、排出事業者は、「無許可収集運搬業者への処理委託」を理由に、廃棄物処理法第12条第3項の委託基準違反により、同法第19条の5第1項に基づく処分を受けました。

結果として、排出事業者は事業者名を公表され、さらに自らが処理委託した廃棄物の処理義務を課せられました。排出事業者が被った影響は、処理費用の負担だけでなく、社会的な評価を下げるというBtoC企業であれば致命的なものでした。

このことから、排出事業者は「処理業者に廃棄物を委託すれば完了」ではなく、その後の処理まで責任を持って確認をする必要があります。

上記の例では「無許可業者に処理委託すれば罪に問われるのは当然だろう」と思われる排出事業者の方もいらっしゃると思いますが、例えば「書類のミス」だけでも排出事業者責任を問われる可能性があります。

廃棄物処理法第12条第6項において、「排出事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、委託契約を書面で締結しなければならない」と定められています。

たかだか書類1つのことですが、この義務を破ることで、最大懲役3年・罰金300万円を科せられる可能性があります。たった1回、1kgだけでも、契約書を締結せずに産業廃棄物の処理を委託すると、罰せられる可能性がある、ということになります。

排出事業者が全うすべきこととは？

排出事業者が行わなければならないことは多くありますが、大きく分けると下記の8点になります。

- ① 排出した産業廃棄物を自ら処理する
- ② 処理基準・保管基準の遵守
- ③ 産業廃棄物の処理を他人に委託する際は、委託基準の遵守
- ④ 産業廃棄物の発生から最終処分までの処理状況を確認する
- ⑤ マニフェストの交付・管理
- ⑥ 帳簿を備えること
- ⑦ 処理計画の策定・報告
- ⑧ 処理責任者の設置

これらの義務について、次回以降で順を追って解説致しますので、最後までお付き合い頂けると幸いです。